

軽微な仕様変更に伴う事後変更に関する特約

「●●」(以下「本契約」という。)について、特約を次のとおり定める。

第1条 本契約第●●条を以下に置き換える。

(契約の事後における変更)

第●●条 前条の定めにかかわらず、甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を事後にまとめて変更することができる。

- (1) 軽微な仕様の変更であって、それに伴う契約金額の変更が契約金額全体の20%を上回ることなく、かつ、その増減額が4,000万円を超えない場合で、かつ、年度をまたがない場合。
 - (2) 緊急の措置を要する場合であって、甲乙の協議によってあらかじめ契約変更の条件を定めることができないと認められる場合。
- 2 前項による甲の作業の指示は、作業の開始前に予め書面により行うものとする。
 - 3 第1項第2号により緊急の措置を講じた場合は、甲乙協議のうえ速やかに本契約変更のための協議を行うものとする。本契約変更の協議が整わなかった場合、甲は作業の指示を取り消すことができる。既に着手された作業の出来高部分については、甲は、甲乙協議して定めた金額を乙に支払うものとする。

第2条 その他の条項については、変更しないものとする。

以上